平成25年６月14日

各　位

会 社 名　　三菱重工業株式会社
代表者　　取締役社長　宮永　俊一
（コード番号7011）
上場取引所　　東　大　名　福　札
問合せ責任者　　社長室広報部長　中山　明彦
（TEL03－6716－3111）

（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社東洋製作所株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び「公開買付開始公告」の訂正に関するお知らせ

三菱重工業株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、株式会社東洋製作所（株式会社東京証券取引所市場第二部、コード番号：6443、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の８第１項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を平成25年６月14日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、当社が平成25年５月30日付で公表した「株式会社東洋製作所株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成25年５月31日付「公開買付開始公告」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、法27条の３第２項第１号に定義される買付条件等の変更はありません。

また、訂正箇所には下線を付しております。

記

Ⅰ．平成25年５月30日付「株式会社東洋製作所株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

１．買付け等の目的等

（１）本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を6,929,000株（所有割合31.07%）としております。当該買付予定数の下限は、(ａ)対象者が平成25年２月13日に提出した第74期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204株）から、(i)同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数（880,427株）、(ii)本日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数（8,295,000株）、(iii)当社の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社（本日現在の所有株式数720,000株、所有割合3.22%）及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社（本日現在の所有株式数1,000株、所有割合0.00%。以下、併せて「当社関連会社ら」といいます。）が所有する対象者普通株式数（721,000株）、並びに(iv)当社の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムズの取締役である松井博治氏（本日現在の所有株式数15,000株、所有割合0.06%。以下「当社関連会社役員」といいます。）が所有する対象者普通株式数（15,000株）を控除した株式数（12,384,777株）の過半数に相当する株式数（6,192,389株。これは、当社並びに当社関連会社ら及び当社関連会社役員以外の株主が所有する普通株式数の過半数に相当する対象者の普通株式数に当たります。）に、(ｂ)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所

有する対象者普通株式数（736,000株）を加えた株式数から１単元（1,000株）未満に係る数を切り上げた株式数となります（なお、当社が買付予定数の下限に相当する数の株式を取得した場合、当社の所有する対象者普通株式数は15,224,000株（所有割合68.28%）となります。）。したがって、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が 6,929,000株（所有割合31.07%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、対象者普通株式を所有する当社関連会社ら及び当社関連会社役員は公開買付者の調査により本日現在判明しているものとなります。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、全ての応募株券等の買付けを行います。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を6,929,000株（所有割合31.07%）としております。当該買付予定数の下限は、（a）対象者が平成25年２月13日に提出した第74期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204株）から、(i)同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数（880,427株）、(ii)本日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数（8,295,000株）、(iii)当社の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社（本日現在の所有株式数720,000株、所有割合3.22%）及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社（本日現在の所有株式数1,000株、所有割合0.00%。以下、併せて「当社関連会社ら」といいます。）が所有する対象者普通株式数（721,000株）、並びに(iv)当社の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムズの取締役である松井博治氏（本日現在の所有株式数15,000株、所有割合0.06%。以下「当社関連会社役員」といいます。）が所有する対象者普通株式数（15,000株）を控除した株式数（12,384,777株）の過半数に相当する株式数（6,192,389株。これは、当社並びに当社関連会社ら及び当社関連会社役員以外の株主が所有する普通株式数の過半数に相当する対象者の普通株式数に当たります。）に、（b）当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（736,000株）を加えた株式数から１単元（1,000株）未満に係る数を切り上げた株式数となります（なお、当社が買付予定数の下限に相当する数の株式を取得した場合、当社の所有する対象者普通株式数は15,224,000株（所有割合68.28%）となります。）。したがって、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が 6,929,000株（所有割合31.07%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、対象者普通株式を所有する当社関連会社ら及び当社関連会社役員は公開買付者の調査により本日現在判明しているものとなります（公開買付者の調査により、当社関連会社役員が平成25年５月30日において所有する対象者普通株式数は、15,000株（所有割合0.06%）ではなく、1,000株（所有割合0.00%）であったことが平成25年５月31日後に判明いたしましたが、これにより、上記買付予定数の下限（6,929,000株）が変更されるものではありません。）。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、全ての応募株券等の買付けを行います。

＜後略＞

２．買付け等の概要

（５）買付予定の株券等の数

（訂正前）

＜前略＞

（注２） 買付予定数の下限は、（a）対象者が平成25年２月13日に提出した第74期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204株）から、(i)同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数（880,427株）、(ii)本日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数（8,295,000株）、(iii)当社関連会社らが所有する対象者普通株式数（721,000株）、並びに(iv)当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（15,000株）を控除した株式数（12,384,777株）の過半数に相当する

株式数（6,192,389 株）に、（ｂ）当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（736,000 株）を加えた株式数から１単元（1,000 株）未満に係る数を切り上げた株式数です。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

（注２） 買付予定数の下限は、（ａ）対象者が平成 25 年２月 13 日に提出した第 74 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204 株）から、(i)同四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（880,427 株）、(ii)本日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数（8,295,000 株）、(iii)当社関連会社らが所有する対象者普通株式数（721,000 株）、並びに(iv)当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（15,000 株）を控除した株式数（12,384,777 株）の過半数に相当する株式数（6,192,389 株）に、（ｂ）当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（736,000 株）を加えた株式数から１単元（1,000 株）未満に係る数を切り上げた株式数です。なお、当社関連会社役員が平成 25 年５月 30 日において所有する対象者普通株式数は、15,000 株ではなく、1,000 株であったことが平成 25 年５月 31 日後に判明いたしましたが、これにより、上記買付予定数の下限が変更されるものではありません。

＜後略＞

Ⅱ．平成 25 年５月 31 日付「公開買付開始公告」の訂正内容

１．公開買付けの目的

（１）本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を 6,929,000 株（所有割合 31.07%）としております。当該買付予定数の下限は、(a)対象者が平成 25 年２月 13 日に提出した第 74 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204 株）から、（ｉ）同四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（880,427 株）、（ⅱ）本公告日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数（8,295,000 株）、（ⅲ）当社の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社（本公告日現在の所有株式数 720,000 株、所有割合 3.22%）及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社（本公告日現在の所有株式数 1,000 株、所有割合 0.00%。以下、併せて「当社関連会社ら」といいます。）が所有する対象者普通株式数（721,000 株）、並びに(iv)当社の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムズの取締役である松井博治氏（本公告日現在の所有株式数 15,000 株、所有割合 0.06%。以下「当社関連会社役員」といいます。）が所有する対象者普通株式数（15,000 株）を控除した株式数（12,384,777 株）の過半数に相当する株式数（6,192,389 株。これは、当社並びに当社関連会社ら及び当社関連会社役員以外の株主が所有する普通株式数の過半数に相当する対象者の普通株式数に当たります。）に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（736,000 株）を加えた株式数から１単元（1,000 株）未満に係る数を切り上げた株式数となります（なお、当社が買付予定数の下限に相当する数の株式を取得した場合、当社の所有する対象者普通株式数は 15,224,000 株（所有割合 68.28%）となります。）。したがって、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が 6,929,000 株（所有割合 31.07%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、対象者普通株式を所有する当社関連会社ら及び当社関連会社役員は公開買付者の調査により本公告日現在判明しているものとなります。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、全ての応募株券等の買付けを行います。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を 6,929,000 株（所有割合 31.07%）としております。当該買付予定数の下限は、(a)対象者が平成 25 年２月 13 日に提出した第 74 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204 株）から、(ⅰ)同四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（880,427 株）、(ⅱ)本公告日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数（8,295,000 株）、(ⅲ)当社の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社（本公告日現在の所有株式数 720,000 株、所有割合 3.22%）及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社（本公告日現在の所有株式数 1,000 株、所有割合 0.00%。以下、併せて「当社関連会社ら」といいます。）が所有する対象者普通株式数（721,000 株）、並びに(ⅳ)当社の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムズの取締役である松井博治氏（本公告日現在の所有株式数 15,000 株、所有割合 0.06%。以下「当社関連会社役員」といいます。）が所有する対象者普通株式数（15,000 株）を控除した株式数（12,384,777 株）の過半数に相当する株式数（6,192,389 株。これは、当社並びに当社関連会社ら及び当社関連会社役員以外の株主が所有する普通株式数の過半数に相当する対象者の普通株式数に当たります。）に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（736,000 株）を加えた株式数から１単元（1,000 株）未満に係る数を切り上げた株式数となります（なお、当社が買付予定数の下限に相当する数の株式を取得した場合、当社の所有する対象者普通株式数は 15,224,000 株（所有割合 68.28%）となります。）。したがって、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が 6,929,000 株（所有割合 31.07%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、対象者普通株式を所有する当社関連会社ら及び当社関連会社役員は公開買付者の調査により本公告日現在判明しているものとなります（公開買付者の調査により、当社関連会社役員が本公告日において所有する対象者普通株式数は、15,000 株（所有割合 0.06%）ではなく、1,000 株（所有割合 0.00%）であったことが本公告日後に判明いたしましたが、これにより、上記買付予定数の下限（6,929,000 株）が変更されるものではありません。）。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、全ての応募株券等の買付けを行います。

＜後略＞

２．公開買付けの内容

（５）買付予定の株券等の数

（訂正前）

＜前略＞

（注２）買付予定数の下限は、(a)対象者が平成 25 年２月 13 日に提出した第 74 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204 株）から、(ⅰ)同四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（880,427 株）、(ⅱ)本公告日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数（8,295,000 株）、(ⅲ)当社関連会社らが所有する対象者普通株式数（721,000 株）、並びに(ⅳ)当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（15,000 株）を控除した株式数（12,384,777 株）の過半数に相当する株式数（6,192,389 株）に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（736,000 株）を加えた株式数から１単元（1,000 株）未満に係る数を切り上げた株式数です。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

（注２）買付予定数の下限は、(a)対象者が平成 25 年２月 13 日に提出した第 74 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204 株）から、(ⅰ)

同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数（880,427株）、（ⅱ）本公告日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数（8,295,000株）、（ⅲ）当社関連会社らが所有する対象者普通株式数（721,000株）、並びに（ⅳ）当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（15,000株）を控除した株式数（12,384,777株）の過半数に相当する株式数（6,192,389株）に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（736,000株）を加えた株式数から1単元（1,000株）未満に係る数を切り上げた株式数です。なお、当社関連会社役員が本公告日において所有する対象者普通株式数は、15,000株ではなく、1,000株であったことが本公告日後に判明いたしましたが、これにより、上記買付予定数の下限が変更されるものではありません。

＜後略＞

以　上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国法について】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社を米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語でも作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。このプレスリリースに含まれる全ての財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務諸表と同等の内容とは限りません。